

【学校の管理下となる範囲について】

学校の管理下となる場合	例
学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合	各教科（科目），道徳，総合的な学習の時間など 特別活動中（生徒会活動，学級活動，ホームルーム， 儀式，学校祭，遠足，修学旅行，大掃除など）
学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	部活動，生徒指導，進路指導など
休憩時間に学校にある場合，その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合	始業前，業間休み，昼休み，放課後
通常の経路及び方法により通学する場合	登校中，下校中

☆模試などの業者テストは，学校の教育計画に基づいて行われたものであっても，学校の管理下とは認められません。（学校で行われた模試であっても同様です。）

【給付された災害の例】

- 体育の授業中にボールが目当たり，眼科受診した
- 調理実習中に火傷をした
- 大縄跳びの練習中に着地がうまくいかず捻挫した
- 部活動中に選手同士で歯と肩がぶつかり歯が脱落
- 部活が原因であるというのが明らかな疲労骨折
- 部活動の試合中にボールが鼻に当たり鼻骨骨折
- 部活動の合宿中に，転んで捻挫
- 部活動の合宿で，練習中に気胸を発症
- 部活動で競技場でプレー中タックルを受け肋骨骨折
- 他高で練習試合をしている時に膝を痛めた
- 自転車に乗って登校する際に，自損事故で負傷
（相手のある事故の場合は給付対象外）
- 球技大会で剥離骨折をした
- 学校祭の練習中に肉離れを起こした
- 体育祭で熱中症になった